

イギリス刑事裁判における 「手続の濫用」と「訴訟中止」¹⁾

——1993年 Bennett 判決および
同判決以降の貴族院判決の検討——

吉 井 匡
(法学専攻・法政リサーチコース)

1. はじめに
2. Bennett 貴族院判決
 - (1) Bennett 事件の概要と訴訟経過の紹介
 - (2) Bennett 判決以前の貴族院判決——Connelly 判決——
 - (3) 裁判所は移送手続の際の事情について調査する権限を有するか
 - (4) 裁判所は移送手続が手続の濫用を構成する場合に自らの裁量で訴訟を中止できるか
 - (5) 小 括
3. Bennett 判決以降の貴族院判決の動向
——「公正」概念の変容に焦点を当てて——
 - (1) Bennett 判決以降の貴族院判決の確認
 - (2) 小 括
4. 結 論

1. は じ め に

本稿では、刑事訴訟の過程、特に、警察当局や訴追当局が、自らの有する権限を濫用して捜査し、あるいは訴追を行った際に、裁判所は何らかの措置を講じることが可能であるか否か、可能ならいかなる措置を講じることができるのかという問題について、イギリス法を素材として論じる。

1978（昭和53）年、わが国の最高裁判所第一小法廷²⁾は、「証拠物の押収等の手続に、憲法35条及びこれを受けた刑訴法218条1項等の所期する

令状主義の精神を没却するような重大な違法があり、これを証拠として許容することが、将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でないと思えられる場合においては、その証拠能力は否定されるものと解すべきである³⁾として、違法収集証拠排除法則を判例上確立した。しかし、同法則は、「個人の基本的人権の保障を全う」(刑事訴訟法第1条)することが求められる刑事裁判において、人権保障を担保する機能として必要ではあるが、決して十分とはいえないと考えられる。何故なら、同法則は、当局の証拠収集過程に焦点を当てたものであるが、当局の行動は当然、証拠収集に限られるわけではなく、証拠収集過程以外の当局の行動には同法則は直接の影響を与えることはできないからである。加えて、証拠収集に限っても、同法則は「違法」に収集されたが故に証拠能力を否定するというものであり、仮に当局の行動が、違法ではないが、被告人の権利を侵害するようなものである場合にも使うことができないのである。

その上で、本稿では、わが国における違法収集証拠排除法則の、被告人の権利保障を担保する機能としての不十分性を認識しながら、イギリス法を素材とし、同国における、裁判所の、警察・訴追当局による権限の濫用に対する措置の現状について確認し、検討、分析することとした。同国を検討の対象としたのは、違法収集証拠排除法則を制定法化しており、なおかつ、近年、警察・訴追当局による権限の濫用に対して、裁判所が自らの判断で、被告人を訴訟から解放するという新たな措置が判例に登場しているからである。加えて同国は、わが国の刑事裁判の大原則ともいべき当事者主義の発祥の地だからでもある。本稿で紹介されるイギリスの判例や裁判所の態度は、わが国の、被告人の権利の保障が十分とはいえない現状に何らかの示唆を与えるのではないと思われる。

なお、以下、本稿中の判決文の引用部分において、〔 〕内は翻訳者による挿入、()内は原文中のフレーズ、あるいはそのフレーズの翻訳である。……は中略を表す。

2. Bennett 貴族院判決

(1) Bennett 事件の概要と訴訟経過の紹介

Bennett 事件貴族院判決⁴⁾ (*R v Horseferry Road Magistrates' Court, ex parte Bennett* 以下, Bennett 判決) は, 1993年6月24日, わが国の最高裁判所に当たる貴族院 (House of Lords) によって出された判決である。本判決では, 貴族院は, 従前の態度を覆し, 訴訟中止理論を初めて採用した。「訴訟中止」とは, 実定法上の根拠がなくても, 裁判所が自らの判断によって訴訟を中止し, 被告人を訴訟から解放することを指す。本稿で取り上げるのは, 警察・訴追当局による刑事手続の濫用が存在する場合における訴訟中止である⁵⁾。本判決は, 先述のとおり, 従前の裁判所がとってきた態度からの転換を示す, 極めて重要な判決である。まず事案の概要と訴訟経過を紹介する。

本事案はニュージーランド国籍を有する Paul James Bennett による, ヘリコプター購入に絡む詐欺容疑が発端である。裁判所認定事実によれば, Bennett はその容疑によって指名手配中であつたが, 彼は当時, 南アフリカにいた。そのため, 警察当局は公訴局 (Crown Prosecution Service = CPS) と Bennett の身柄について南アフリカ政府に犯罪者引渡し手続に沿った移送を求めるかどうかを検討した。両国間には犯罪者引渡し協定の締結はなかったが, 1989年移送法 (the Extradition Act 1989) 第15条によれば, 特別の移送手続を取ることも可能であつた。しかし, 結局取らないことにした。警察当局は別的手段として, 南アフリカの警察当局と共謀して, 南アフリカの警察当局に Bennett を逮捕させ, 国外追放処分にすることを狙った。つまり, 逮捕後, 南アフリカからニュージーランドへと国外追放する際にロンドンのヒースロー国際空港を経由させることで, 当地において Bennett を逮捕しようと考えたのである (但し, イギリス警察当局は, 公判における証人尋問で, 南アフリカの警察当局とのいかなる方

法での共謀の存在も否定した)。結果として Bennett は、当局の目論見どおり、ヒースロー国際空港で身柄を拘束され、ニュージーランドへ入国することはできなかった。

Bennett は、治安裁判所に対して、以上の経過をたどった移送手続について治安裁判所に異議を申し立てる必要があると主張し、審理の延期を求めたが、治安裁判所がそれを棄却したため、高等法院女王座部⁶⁾に対して司法審査を要求した。女王座部は、南アフリカとイギリスの両当局の間に Bennett の移送に関して共謀があったとしても、刑事裁判所は、彼が裁判権に服するようになった過程について調査する権限がないと考えた。裁判所の役割は、被告人に対して公正な裁判を保障し、裁判そのものが不公平になることによって被告人に不利益を与えることがないように扱うことに限定されると考えたのである。Woolf 判事は「手続が開始されることについて問われている問題が、その手続とは関係なく、人がどのようにして法廷に連れてこられたのかということについて説明するだけのものならば、人が不適切にこの国に連れてこられたかどうか、法廷の手続の濫用の問題となるということを認知するのは困難である」⁷⁾と指摘している。

Bennett はこれも不服として、このような移送手続は、手続の濫用であるとして貴族院へと上訴した。担当判事は Griffiths, Bridge, Oliver, Lowry, Slynn (判決文における登場順)の5人である。結論として、Oliver 判事以外の4判事が訴訟中止を承認した。(なお、Slynn 判事は自らの見解をほとんど明らかにせず、Griffiths 判事の見解に同意しているだけなので、検討対象から除外した)。

以下では、本判決について、裁判所は移送手続の際の事情について調査する権限を有するか否かという点に関する言及と、調査の権限があるとすれば、裁判所は移送手続が手続の濫用を構成する場合に自らの裁量で訴訟を中止できるか否かという点に関する言及との2つの論点に分けて各判事の見解を紹介した後、「小括」において、過去の判例の紹介も踏まえながら、検討を加える。

(2) Bennett 判決以前の貴族院判決——Connelly 判決——

Bennett 判決の検討に移る前に、同判決の先例である1964年の Connelly v DPP 貴族院判決⁸⁾(以下、Connelly 判決)について簡単に紹介する。本件は、一事不再理効の及ぶ範囲が問題となった事件である。被告人は武装強盗に参加して一人の男性を殺害したとして逮捕され、殺人罪によって裁判にかけられ、一旦有罪判決を受けたが、判事の不当説示が原因となり控訴院で破棄された。これに対して、訴追側は、無罪となった殺人と密接な関係にある強盗について改めて訴追したが、これが殺人罪で確定判決を経ることで生じる一事不再理の原則に抵触するのではないかとして争われた。

貴族院において被告人は、一事不再理効に反するような訴追は手続の濫用であり、法廷には手続の濫用に対して被告人を保護する固有の権限があると主張したが、貴族院の5人の判事は、3対2で法廷には訴訟の進行を阻害する権限がないと判断して被告人の訴えを退けた。多数派を形成する判事のうち Morris 判事は、「私が考えるに、仮に判事が、訴訟が行われることについて快く思っておらず、手続の濫用を防止するため、あるいは適正な手続の遵守を確実なものとするために、訴訟の追行を抑えることができるとするならば、それは不幸な新制度(unfortunate innovation)であろう」⁹⁾と断じた。Hodson 判事も、「私は、訴訟がいったん合法的に開始されたならば、手続の濫用を防止するための権限を行使することができるという考えに異議を呈する」¹⁰⁾と述べた。一方、少数派となった Devlin 判事は「裁判所には、手続の濫用が存在しないと判断することについての責任を行政に転嫁できると考えることはできない」¹¹⁾とし、多数派とは異なる視点を提示した。以降、Bennett 判決がなされるまで Connelly 判決は、貴族院が訴訟中止理論を否定したものとして後の裁判に強い影響を及ぼし続けることになる。

(3) 裁判所は移送手続の際の事情について調査する権限を有するか

Bennett 判決において、唯一訴訟中止に反対の立場を示した Oliver 判

事は、「私は、確立された法律上のあるいは原理上の問題として裁判手続の公正や正当性に影響を与えないものや、被告人の防御に関係のない、裁判以前の法執行機関の行動に対して被告人が疑念を抱くであろうと、裁判所が心配するべきではないと考える」¹²⁾とした上で、「裁判所は、公正な裁判や誠実(bona fides)な訴追に影響がないように法執行機関の〔権限の〕濫用を監視し、またそのような濫用が発生したことを確信した場合に、手続を中止し、被告人を解放することについて、一般的義務と調査権限を有しているのだろうか……私には、そのような権限があるとは認められない」¹³⁾と、調査権限とともに、訴訟中止理論も否定する見解を出している。

一方、他の4判事はどうか。実は、4判事はこの論点についてほとんど言及をしていない。わずかな言及部分を探しても、例えば Bridge 判事の「訴追に関して責任を持つ法執行機関が国際法に背き、あるいは被告人の出頭を確保するために他国の司法権の及ぶ範囲内に進入することによってのみ起訴することが可能であるならば、私は、法の支配が要求する、そのような状況において裁判所が事件を受理して審査することについて考えざるを得ない。司法の許容する限界を越える違法捜査について裁判所が見て見ぬふりをすることは、私にとって狭量で受け入れがたいことである」¹⁴⁾というものが見られる程度である。但し、次に紹介する訴訟中止に対する4判事の考え方からすれば、判事たちは、少なくとも移送事案に関する限り、裁判所は公判に先行する行為(=先行行為)について調査権限を有していると考えていると捉えるのが自然であろう。あるいは、4判事は、裁判所が調査権限を有しているのは当然のことと認識していたので、あえて判決の中で言及する必要はないと判断したとも考えられる。

(4) 裁判所は移送手続が手続の濫用を構成する場合に自らの裁量で訴訟を中止できるか

Oliver 判事は、「行政官の不法あるいは熱心すぎる行為によって権利を侵害された市民は民事訴訟によってその代償を求めることができる。それ

は理想的な解決手段でないかもしれないし、必ずしも被害を受けた者が簡単に利用できるものではないかもしれない。彼〔＝権利を侵害された者〕の考えでは、十分とはいえないかもしれないであろう。しかしながら、それが法による救済を求める市民に対し、法が与える救済手段なのである」¹⁵⁾と、現行の法制度が、権利を侵害された者に対する救済策として十分ではないことを認めながら、なお従来の方法による解決に拘泥する。その上で同判事は、「この訴えによって提示された問題点は、民事訴訟において救済可能であるような方法に加えて、法廷は、当局の許されない行動によって不利益を蒙ったと主張する人の要求に応じて、従来の救済策によるのではなくそれらの訴訟手続を抑制し、適切な刑事訴訟につながるように権限の濫用を監視し、抑制し、処罰する義務を引き受けるべきであるかどうかということである。そのような〔訴訟を中止するという〕仮定は驚くべき3つの効果を生むこととなる。第1に、正当になされた訴追によって始まるべき裁判は行われず、そして、有罪であるならば〔当該人物が〕受けるべき正当な刑罰を免れる。第2に、当該人物が利用しうる民事的な救済方法は依然として残されたままである。そして第3は、犯罪に対する、訴追と処罰という2つの公益は、実際に権限の濫用に対して責任を負うべき人々に刑罰を科する過程によってではなく、単に司法が〔当局による権限の濫用に対して〕不賛成を表明する目的によって阻止されることである」¹⁶⁾と主張することで訴訟中止理論の欠点を指摘し、それを驚くべきものであると形容する。そして、「裁判所は、公正な裁判や誠実な訴追に影響がないように法執行機関の〔権限の〕濫用を監視し、またそのような濫用が発生したことを確信した場合に、手続を停止し、被告人を解放することについて、一般的義務と調査権限を有しているのだろうか。そして、もしそのような一般的な司法権限がなく、外国からの移送に関して違法な行為によりそれがなされたのなら、これがある種の権限の濫用となり、特定の司法権限の創出を要求するのだろうか。私には、そのような権限があると認められない」¹⁷⁾とする。その上で、「私は、裁判に先行する行動が、

それが引き起こすであろう憤慨や侮辱の程度がどのようなものであれ、裁判所がその職務として適切になされた刑事訴追を終了させるべきであるという仮定を正当化させるだけの理由を見出すことができない¹⁸⁾と述べ、先行行為に対する調査権限も、訴訟中止の裁量権も認められるべきではなく、先行行為がどのような憤慨や侮辱をもたらすものであろうとも刑事訴追は続行されるべきであると主張する。

一方、同理論を承認した各判事の見解はどうであろうか。

Griffiths 判事は、「仮に裁判所が現状において訴追を妨げる権限を持っているならば、それは法の支配を維持する責任を負っているからに他ならず、その中には行政の活動を監督し、基本的人権や法の支配を脅かす行動を黙認することを拒否することも含まれるのである¹⁹⁾」と、まず法の支配の維持を理由として訴訟を中止することができるとの見解を明らかにする。また、「深刻な権力の濫用について、裁判所が知ることになったのなら、私見では、その行動を拒否することによって、直ちに不承認とすべきである²⁰⁾」とすることで、先行行為に対する調査権限を有していることを前提とした上で先行行為に対する不承認を表明するべきであると述べる。そして、「裁判所は警察・訴追当局に対しての直接の規律権限は有していないが、彼らの行動が手続の濫用を構成するとして訴訟を中止することで、権力の濫用が容認される事態を拒絶することができる²¹⁾」と言及することで、権限の濫用を防止するための間接強制権を裁判所は有しており、結論として「裁判所は、……警察や訴追当局、あるいは他の行政当局が手続を無視して強制的に訴追したとすれば、裁判を拒絶するであろうと今、宣言するべきである²²⁾」と訴訟中止理論を承認する。

Bridge 判事は、「違法な行動について裁判所が容認することは、被告人の救済の手段は、民事訴訟によるという考えや、違法な行動にかかわった法執行機関の個人に対する責任追及であるといった考えが明らかに不十分なものであることを私に再び認識させるのである。被告人が違法に連れてこられなければ、訴追は決してなされなかったのであるから、この訴訟は

それ以降すべてが汚点なのであると考える²³⁾と、先行行為がそれ以降の訴訟にも影響を及ぼすとし、「私見によれば、このような場合に訴訟の進行を拒絶するというのは、あるいは〔従来の立場からすれば〕手続の濫用〔があった場合の解決方法としての〕原理としては拡張するものかもしれないが、完全に適法なものであると考える²⁴⁾と、本件における解決方法が従来の立場を超えるものであることを認識し、あえてそれを指摘することで、従来の解決方法の不十分さを浮き彫りにする。

Lowry 判事は、「私見では、裁判所には、それらの手続を進めること自体が結局手続の濫用になるという理由で、あらゆる犯罪の訴訟手続を停止させる裁量権がある。以下のどちらかの場合、つまり、(i) 被告人に対して公正な裁判を提供することが(訴訟の遅延などによって)不可能であるか、(ii) 特定の事情が存在する場合において、被告人を裁判にかけることが裁判所の正義感や礼節に反する場合²⁵⁾」には、「裁判所の手続は、法の支配に反するとして、裁判所の良心を立腹させる行為によって進行可能だった手続を止める力を持っているように処理しなければならない。被告人に対する道徳的に許容できない訴追に基づく司法権の行使は、提起された裁判を汚し、仮にそれを許容するならば、それは裁判の手続が濫用されたことを意味するであろう²⁶⁾と、後にさまざまな場所で引用されることとなる訴訟を中止する場合の裁量権行使に対する2要件を打ち出し、さらに「仮に好ましくない行いが明らかになり、手続が停止されたとしても、その結果は、ただ単に裁判の不承認を意味するだけではないであろうし、将来において同様の行動の抑止をもたらすものであろう。そして、それに従って司法の廉潔を維持する傾向が生まれるであろう。〔訴訟を中止するということに対する Oliver 判事の〕怒りのはけ口のような主張は当てはまらない。なぜなら、執行機関は、不適当な行いをその源でやめるからである²⁷⁾と判示することで、Griffiths 判事の「驚くべき3つの効果」の第3の効果に対する反論を行っている。

以上、3判事の見解から見てとれるのは、3判事は、「訴訟中止の承認」

という結論においては同一であっても、それぞれ別個のアプローチを採用しているのではないかということである。この点につき、次の「小括」において考察する。

(5) 小 括

(a) 2.-(3) の論点について

「裁判所は移送手続の際の事情について調査する権限を有するか」という論点についての検討であるが、まず先行行為一般への調査権限に対する従前の貴族院の態度を明らかにする。前掲の Connely 判決では、Hodson 判事が「手続の濫用を防止するための権限を行使することができるという考えに異議を呈する」として、訴訟中止権限とともに調査権限を否定しているのに対して、少数派となった Devlin 判事は「手続の濫用が存在しないと判断することについての責任を行政に転嫁できると考えることはできない」として裁判所が積極的に調査権限を行使するべきであるとしていた。

次に、移送事件に関する過去の判例を見てると、*Ex parte Susannah Scott*²⁸⁾ (1829年)において Tenterden 判事は「問題なのは、ある犯罪者がこの国で発見された場合に、その当事者は裁判に服さなければならないのかどうか、あるいは、その者が連れてこられた状況を考慮すべきかどうかなのであり、我々は、その状況について考慮することはできないと考える」²⁹⁾と述べている。*Sinclair v H. M. Advocate*³⁰⁾ (1890年)では「海外で行われた訴訟手続や逮捕が、通常定められている方式であるかもしれないし、ないかもしれないが……我々はポルトガルやスペインの法制度について知識がない。もし、それらの国が不適切な行動を取ったのなら、それを治癒する方法は両政府を訴えることである。我々はそのような問題について検討しないし、手続の適正性について判断するつもりもない」³¹⁾「我々が認識するのは、ある人物が正当な権限を有する当局者によって連れてこられ、この地で横領容疑の審理を受けているということだけである。……私はこれ以上、この事件の背景事情を探ることができるとは考えな

い」³²⁾との判断がなされ、加えて M'Laren 判事は「私は、逃亡者が適切な令状によってスコットランドの治安裁判所に連れてこられた場合、裁判所はその事件についての管轄権を有しているのなら、そこに至るまでの経緯について考察することなしに審理せざるを得ない」と考える。……犯罪処罰における公益とは、一部の下級役人の不手際によって犯罪者が抱く危惧と、勾留との関係について偏見を持たないことである」³³⁾と述べた。さらに、*R v Officer Commanding Depot Battalion, R. A. S. C., Colchester, ex parte Elliott*³⁴⁾ (1949年)では Goddard 判事は「一旦被告人がこの地に連れてこられ、合法的に勾留されているならば、我々判事にはこの〔移送手続に瑕疵があったかどうかの〕問題について関わる力はない」³⁵⁾として調査権限を否定する。また *R v Bow Street Magistrates, ex parte Mackeson*³⁶⁾ (1981年)では、Lane 判事はより直接的に「どのように法廷に連れてこられたのかという事情は裁判権に影響しない」³⁷⁾と断言している。このように、従来イギリスにおいては裁判所に至るまでの手続について、裁判所は調査権限を有しないし判断もしないという姿勢をとっていた。

一方、コモンウェルスを構成するニュージーランドにおいては、*R v Hartley*³⁸⁾ (1977年)は「我々の見解によれば、故意に法を犯したニュージーランド警察の行動を看過することはできない。……これは自由主義社会全体を概念するものの基礎となるものである」³⁹⁾とし、調査権限を有していることを明らかにした。このようにニュージーランドでは調査権限が認められていたのに、母法たるイギリス法においてはいまだ認められていなかった。

以上のようにコモンウェルスとイギリス法との間に間隙が存在していた部分に、Bennett 判決は判断を示したのである。先に見たように、Oliver 判事はここに挙げた従来のイギリスの判例と非常に近い判断をしている。これらの判断の根底にあるのは、必罰主義的傾向を有する積極的実体的真実主義の思想である。この思想を徹底する立場からすれば、先行行為という被告人の罪責と直接の関係を有しない部分のために審理を断念せざるを

得ない状況になることは耐えられないことであった。それはまた、「実体裁判追行主義」ともいえるものである。ニュージーランドではすでに必罰主義の徹底以上に被告人の権利擁護の方が高次の価値を有することが明らかになっており、その思想が母法たるイギリス法に“逆輸入”されるまで、四半世紀の年月を要したのである。

また、(4)で紹介した Griffiths 判事の「行政の活動を監督し、基本的人権や法の支配を脅かす行動を黙認することを拒否する」との判断は、訴訟中止理論を否定した Connelly 判決において少数派となった Devlin 判事の、「裁判所には、手続の濫用が存在しないと判断することについての責任を行政に転嫁できると考えることはできない」という見解と同じ立場に立つものであろう。およそ30年前の貴族院での少数意見がようやく多数を占めるようになったのである。

こうして、裁判所が移送手続の際の事情に対する調査権限を有していることは明らかとなったが、これは当該移送手続における事情が手続の濫用を構成するかどうか調査する権限を裁判所が有していることが明らかになったに過ぎず、その調査の結果、移送手続が手続の濫用となる場合に裁判所が訴訟を中止するという結論を下しうるか否かについては別の問題である。そこで、次に、「裁判所は移送手続が手続の濫用を構成する場合に自らの裁量で訴訟を中止しうるか」という論点の検討に移る。

(b) 2.-(4) の論点について

まず、Bennett 判決がなされるまでの先行行為全般の問題について、Connelly 判決が裁判所の訴訟中止権限を否定する根拠として作用していたことは先述した。

また、Bennett 判決以前の移送事件に注目してみても、先に挙げた各判決から明らかなように、裁判所はそもそも調査権限すら有しないのであるから、移送手続においてどのような問題があったとしても、それは裁判所の認知すべき事情ではないのであり、それが手続の濫用になるかどうかといった判断に行き着くまでもなく、訴訟の中止という結論にも至らない。

それは、訴訟中止という問題についての言及ではなくとも、逆に訴訟を進行しなければならないという裁判所の言及から読み取ることが可能である。例えば、Ex parte Susannah Scott における「その当事者は裁判に服さなければならないのかどうか、……その状況について考慮することはできないと考える」という言及であり、Sinclair v H. M. Advocate における「しかし、仮に裁判以前に行われた手続が違法であったり、外国政府によって十分な保護が受けられず、あるいは下級役人による不適切な取り扱いがあったとしても、合法的な管轄権を有する裁判所においては彼を裁かなければならないと考える」⁴⁰⁾という言及に代表されよう。

このように訴訟中止理論は Bennett 判決以前の裁判実務において、実際に機能しうる理論ではなかった。このような状況の中で、貴族院が4対1で移送手続が手続の濫用を構成する場合に訴訟の中止ができると判断したことは、非常にインパクトの大きいものであった。これに対しても、Oliver 判事は、調査権限の判断の際と同じように、従前の判例と同様の判断、つまり、訴訟中止に対する否定的見解を述べている。これも、審理追行を妨げる存在を認めたくないという、積極的実体的真実主義の思想を反映したものであり、それは同判事の「有罪であるならば〔当該人物が〕受けるべき正当な刑罰を免れる」という言及に端的に見て取ることができる。

では、訴訟中止を認めた判事たちは、みな同じ思想の下に判断をしたのかといえば決してそうではない。むしろ、同床異夢であったとの表現の方が適切であろう。以下、対立すると思われる判事同士の見解と、その思想の違いを明らかにしたい。

まず、何を重視して訴訟中止理論を承認したかについてその思想が異なるとと思われる2人の判事について検討する(表1)。

Griffiths 判事は、はっきりと「〔裁判所が〕法の支配を維持する責任を負っているから」だとする。これは、同判事が、法の支配の擁護という、(実質的に被告人の救済になるとしても)被告人に対する現実の救済とい

表1 Griffiths・Bridge 両判事の、訴訟中止の根拠と、その思想についての比較

	訴訟中止の根拠	その思想
Griffiths 判事	法の支配を維持する責任を負っているから	法の支配の維持
Bridge 判事	被告人が違法に連れてこられたから	→ 奪われた権利の救済
	訴訟が以降すべて汚点となるから	→ 法の支配の維持

う視点とは一線を画する立場から訴訟中止理論を承認していることを示すものである。

一方、Bridge 判事は「被告人が違法に連れてこられた」ことを理由としているが、それが被告人の現実の救済という視点によるのか、あるいは別の視点によるのかは判然としない。Griffiths 判事が法の支配を擁護するという視点に立っているのに対して、Bridge 判事は現実の救済という部分に注目していると考えられる。そうであるとすれば、両者は明らかに別の次元から訴訟中止理論を検討しているのだが、問題は Bridge 判事の「この訴訟はそれ以降すべてが汚点なのである」と考えた理由である。「汚点」故にそれ以降の訴訟を進めてはならない、つまり、訴訟の廉潔性確保という視点に重点を置くのであれば、Griffiths 判事の見解に近いと評することができる。しかし一方で、「違法に連れてこられた」という点を重視するのならば、本来なら連れてこられることのなかった場所に連れてこられた被告人を訴訟から解放するという、被告人に対する権利救済のアプローチであるとも考えられる。Bridge 判事がどちらの視点に立ったのかは判決文からだけでは不明であるが、仮に両判事の立場が異なったとしても、どちらが望ましいかという二者択一の問題でないこともまた明らかである。例えば、現実にある人間が裁判所に救済を求めている場合、裁判所は法の支配の擁護といったものよりも実情に即した迅速な、具体的な権利救済のための行動が求められるであろう。あるいは、被告人の要保護性は低い、法の支配から著しく逸脱した行動に対し、その行動を否認するために訴訟を中止しなければならない場合もあるかもしれない。つま

り、どちらか一方に立つのではなく、当該訴訟の状況と被告人の置かれている状況の双方を勘案して、訴訟中止理論を形成する必要があると考える。また、違法な移送手続が以降の訴訟の汚点を招来するとしても、それを違法な先行行為一般に敷衍できるかについても Bridge 判事は直接的には述べていないので不明である。これについては後の判例の蓄積を待つより他ない。しかしながら、同判事が「違法に連れてこれられなければ、訴追は決してなされなかった」と述べている点から、先行行為によって蒙った被告人の権利侵害に対する、他の救済方法での治癒不可能性が、訴訟を中止するか否かの判断基準の1つとなることを示唆しているのではないかと思われる。事実、後に紹介する判決の中にも、治癒不可能性を重視したのではないかと思わせるものが見られるのである。

また、手続の濫用を構成するのは何かという点についても違いが見られる。この点では Griffiths 判事と Lowry 判事の見解が対照的である(表2)。

Griffiths 判事は、警察・訴追当局による「権力の濫用」こそが「手続の濫用」を構成するのであり、それを裁判所が訴訟を中止することで拒否し、法の支配を維持するのだとする。

一方、Lowry 判事は、先行行為の形態如何よりも、訴訟を進行することが法の支配に反し「手続の濫用」となる場合があると述べる。Lowry 判事がそういった態度をとるのはある意味で当然のことである。なぜなら、先に確認した Lowry 判事の掲げる訴訟中止のための2要件の(ii)は、先行行為とはなんら関係のない行為を含む場合があるからである。その際たるものが、判事自身が例示する訴訟の遅延であろう。この類型については、裁判の進行自体が手続の濫用を構成するとした方が、より救済方法として拡がりを見せるだろうと考えられる。

しかし、あらゆる場合に Lowry 判事の見解が望ましいかといえ、そうとはいえないであろう。何故なら、それは、訴訟の進行、あるいは中止の判断の第一の基準を、「裁判所にとって」不都合かどうか、「裁判所」自

表2 Griffiths・Lowry 両判事の、手続の濫用を構成するものと、その思想についての比較

	手続の濫用を構成するもの	その思想
Griffiths 判事	警察・訴追当局による権力の濫用	法の支配の維持
Lowry 判事	訴訟を継続すること	法の支配の維持

身が判断することで形成するのではないかと思われるからである。実際に Lowry 判事は「訴訟の中止は単に“他人を励ますため”(pour encourager les autres.)のものではない」⁴¹⁾と述べている。確かに、Lowry 判事の意図が、訴訟の中止がもたらす重大な効果を、単に被告人ひとりのためと考えるのではなく、法の支配の維持やより普遍的な刑事被告人全般の権利の擁護のためと考えるべきであるというものがあるならば、換言すれば裁判所が権利擁護機関として十分に機能するのならば、この心配は杞憂である。しかし、イギリスの裁判所が Bennett 判決に至るまで「訴訟追行」や「実体判決形成」に非常に重い意味を見出してきたという事実に照らして、その思想が完全に転換されたかのごとく論じることが果たして妥当であろうか。「裁判所にとって」不都合な場合に訴訟を中止するのは望ましいことである。問題なのは、それを判断するのが裁判所だけであるという点である。そこには裁判所とは別の視点が必要なのではないかと思われる。そしてこの問題に対する1つの答えは、後掲の Bennett 判決以降の判決の中で、提示される。

Lowry 判事は、訴訟中止がもたらす効果には裁判所による先行行為の不承認という機能も含まれるが、それに限定されるのではなく、後の捜査に対する抑止効果もあると指摘する。Griffiths 判事も同様の見解を示している。しかし一方で両判事は、訴訟中止の主要な目的が、法執行機関の行動に対する不賛成の表明となってはならないとも指摘する。この点、Choo は、訴訟中止は確かに抑止効果を有しているかもしれないが、それは訴訟進行の道徳的完全性を保護するために行われる行動に付随する、副次的効果であると捉えるべきであると指摘する⁴²⁾。この指摘は重要である。

なぜなら、先行行為に対する不賛成の表明といった機能が強調されるならば、それは警察・訴追当局への非難とならざるを得ないからである。これは先行行為の瑕疵が当局の故意による場合ならば、妥当する場合もあろうが、例えば当局の過失によって被告人に重大な権利の侵害が生じたような場合に訴訟中止理論は使いにくくなることも考えられる。当局の行動が故意によるものか、あるいは過失によるものかは被告人には関係のないことであって、当局の内心如何によって裁判所の判断が左右されるのは望ましくない。

このように、Bennett 判決は、先行行為のひとつである身柄移送の手続において、それが手続の濫用を構成するような場合、裁判所が自らの裁量において訴訟を中止することができることを明らかにした。しかし問題なのは、Bennett 判決の効果を他の先行行為に対する裁判所の態度として適用できるかどうかである。一見、Griffiths, Bridge, Lowry の 3 判事の見解は、先行行為一般についても妥当するよう見える。しかし、移送手続が数ある先行行為のなかでも特殊な手続——その行為に他国の関与があるという点——であるという点も考慮された事例とも考えられよう。どちらなのかは、Bennett 判決で示された訴訟中止理論がその後の判決にどのような影響を与えているのか検討してみなければ分からない。以下では、同判決がその後、どのように解釈されてきたのかを確認する。

3. Bennett 判決以降の貴族院判決の動向

——「公正」概念の変容に焦点を当てて——

(1) Bennett 判決以降の貴族院判決の確認

ここまで、Bennett 判決以前から Bennett 判決へと至る裁判所の判断の推移を見てきた。ここでは、Bennett 判決が単なるひとつの裁判例にとどまるものなのか、あるいは訴訟中止という法理論を確立したものなのかを、その後の貴族院判決の動向から探っていきたいと思う。

2005年11月30日現在, lexis. com に収録されている判例から, 刑事訴訟手続を中止するか否かの判断に際して Bennett 判決を引用している貴族院判決を検索すると, 3件⁴³⁾(表3)の判例が見つかる。それは以下のとおりである。

(A) *R v Latif; R v Shahzad*⁴⁴⁾ (1996年)

(B) *R v Looseley; Attorney General's Reference (No 3 of 2000)*⁴⁵⁾ (2001年)

(C) *Attorney General's Reference (No 2 of 2001)*⁴⁶⁾ (2003年)

これらはいずれも, 移送手続とは別の先行行為に関係するものである。A, B事件はおとり捜査についての判断であり, C事件は裁判開始までの長時間の経過が問題となったものである。以下, 事案の紹介と裁判所の見解を紹介する。その考察は「小括」において行う。

(A) *R v Latif; R v Shahzad*

この事案は Latif 及び Shahzad 両被告人の薬物密輸の共犯事件の共同審理事案である。ここでは Latif の事案を中心にみることにする。

税関は, パキスタンからイギリスへの大掛かりな薬物密輸が疑われている組織の構成員である Latif を逮捕しようと考えた。しかし, イギリスはパキスタンとは犯罪者引渡し協定を締結していないので, パキスタンにいる限り Latif を逮捕できない。そこで当局は, イギリスにあるヘロインの分配ネットワークにおいて Latif と接触しようと考え, そのためにエージェントHを採用した。Hは Latif を誘い出す目的で, パキスタンからロンドンへヘロインを輸入するように手配し, Latif は, その輸入された薬物の分配にかかわるためにロンドンに現れたところを逮捕され, 薬物密輸の罪で訴追された。これに対し Latif は, このような捜査は手続の濫用に当たるとして訴訟の中止を求めた。

本判決でただ一人意見を述べている Steyn 判事(他の判事は Steyn 判事の意見に同調)は, 「裁判所が常にそのような訴追を停止させることができれば, 裁判所が, 法執行機関の違法な行動や不正行為を許すこと

になるだろう。それは、刑事司法制度に対する一般人の信頼 (public confidence) を損ない、そして悪評をもたらすであろう。一方、そのような場合に裁判所が常に訴追を停止させ、重大な犯罪から大衆を保護することができないのならば、裁判所は非難を受けるであろう⁴⁷⁾と、訴訟を中止するにせよしないにせよ、どちらにしても裁判所にとってジレンマが生じるということを率直に述べた。その上で、「裁判所は判断権限を有しており、それは均衡を保って行使されなければならない⁴⁸⁾とした後、「裁判所が公正な裁判が可能でないと判断するのならば、裁判所は、訴訟手続を中止する⁴⁹⁾と述べるが、ここで一転、「訴訟を中止するのは、現在の訴訟の状況が問題だからではない。公正な裁判が可能であること、そして今までも公正な裁判であったことは明白である⁵⁰⁾と述べる。その上で、「この場合、問題は公正な裁判が可能であるかどうかということよりも、裁判官が刑事司法制度の廉潔性という、より広い問題のために訴訟を中止すべきであるかどうかなのである。……〔犯罪者を処罰するという〕手段〔としての訴訟追行〕と〔刑事司法手続の廉潔性の確保という〕正義〔としての訴訟中止〕の拮抗する意見を斟酌し、手続の濫用があったか否かに関係なく、一般人の良心を傷つける (affront to the public conscience) ような事態に達し、刑事訴訟が中止されることが必要ならば、裁判官は自らの判断権限を行使し、訴訟を中止するか否かについて決めることになっているのである⁵¹⁾として、Bennett 判決が明確には言及しなかった、刑事司法制度の廉潔性の擁護という目的を設定し、これを新たな訴訟中止判断の基準とすることを明らかにした。また、どのような状況において裁判所の判断権限が行使されなければならないかという問題に対して、一般的なガイダンスは役に立たないとするが、「裁判官は重大犯罪の嫌疑を受けた者を裁くことで公益を保護することと、そして、法廷が、裁判において目的を正当化するためのあらゆる手段による働きかけを容認するとその印象を伝えないという公益とのバランスを図らなければならないと考えられる⁵²⁾と判断した。

その上で貴族院は、本件事案における税関の行動は、訴訟を進行することが一般人の良心を傷つけるほど、ふさわしくないものでも恥すべきものでもなかったとして、被告人による訴訟中止の主張を退けた。

(B) R v Looseley; Attorney General's Reference (No 3 of 2000)

この事案は、被告人 Looseley に関する事件と、2000年法務総裁付託第3号事件との共同審理事案であり、両事案とも薬物の密売に関する事件である。ここでは Looseley の事案を中心に見ることにする。

Looseley にヘロインの密売の疑いをかけていた警察は、Rob と称する秘密警察官 (undercover police) に Looseley との接触を試みさせた。Rob は Looseley に電話をかけ、ヘロインを売ってくれるかと尋ねたところ、売ってもよいとの返事を得た。そうして Rob は Looseley からヘロインを入手することに成功し、薬物密売の容疑で訴追した。被告人側は、当該捜査は違法なおとり捜査であって手続の濫用を構成し、訴訟の中止か、あるいは証拠の排除を求めた。ここでは、Nicholls, Hoffman の2判事の見解を確認する。

Nicholls 判事は、「裁判所は、手続の濫用を防止する固有の権限と義務を有している。これは法の支配の基本的な原則であり、この原則によって、裁判所は、政府の行政機関の職員が、裁判所の機能である法執行権限を誤用し、結果として市民を圧迫しないことを確実にするのである」⁵³⁾と手続の濫用を防止することは裁判所の固有の権限であり、また義務でもあるということを宣言し、さらに Bennett 判決における Griffiths 判事の「基本的人権や法の支配を脅かす(行動)」というフレーズを引用し、「裁判官は、行政機関の行動を監督し、『基本的人権や法の支配を脅かす』行動を容認しないということを含む、法の支配の維持に努めなければならない」⁵⁴⁾とする。さらに、先の Bennett 判決はおとり捜査についての判断ではないが、Latif 判決(A判決)を経て貴族院は訴訟中止理論をおとり捜査についても適用できると判断したことを指摘する。そして、「こうした制定法やコモンローにおける発展は、1998年人権法(the Human Rights Act 1998

= 以下、人権法)によって補強された。公的機関によるこうした条約上の権利(convention right)と相容れない類型の行動は、裁判所の行動として不適法である」⁵⁵⁾と述べ、加えて、「罾や、(警察の誘引による)罾の結果得られた証拠の使用は、被告人からヨーロッパ人権条約(European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms = 以下、ECHR)第6条が規定する公正な裁判を受ける権利を剥奪する結果を生むであろう」⁵⁶⁾と、条約との抵触の可能性を示唆する。さらに、1984年警察・刑事証拠法(the Police and Criminal Evidence Act 1984 = 以下、PACE)第78条⁵⁷⁾が証拠排除を規定していることを引き合いに出し、以下のように訴訟中止を説明する。すなわち、「裁判において証拠を除外することが、実際問題として、訴訟手続の中止命令と同様の効果を及ぼすことがしばしばある。秘密警察官が収集した証拠が認められなければ、訴追側は訴訟を進行することができないであろう。しかしながら、これは必ずそうなるというものではない。物的証拠があるかもしれないし、あるいは他の証人による証言があるかもしれない。……訴訟、あるいは関連する訴追を中止するのはより適切な治癒の方法である。罾に基づいてなされる訴追は、裁判所の手続の濫用である。裁判所は、政府の訴追官がそのような手段を行使するのを許容しない」⁵⁸⁾として、証拠排除では対処できない場合が存在することを認めた上で、さらに「被告人には咎むべき事情がある。しかし、警察官が不適当な行動をとったので、被告人は許される。……警察の行動は、受け入れがたく、不適当なものである。Latif 判決における Steyn 判事の言葉を借りるのなら、『一般人の良心を傷つけるようなもの』によってなされた訴追は、より広義において、公正ではない」⁵⁹⁾と断じたのである。

Hoffmann 判事も、PACE 第78条との関係について「PACE 第78条に基づく判断は、裁判官が裁判の公正さを保護することを可能とする。しかしながら、罾にかけられた被告人は、特定の証拠が容認されることが、被告人の裁判の公正さに偏見を生じさせるとは通常主張しない。彼は、証拠が

どうであれ,〔彼自身が〕裁判にかけられてはならないと主張しているのである。仮に,適切な救済方法が存在するのであれば,それは証拠排除以外のもの,つまり訴訟の中止である」⁶⁰⁾と述べている。

その上で貴族院は,本件事案につき,Looseley は進んで Rob の求めに応じていること,警察官の行動は被告人のプライバシーを侵害していないことなど(Hoffman 判事)を理由として,被告人の主張を退けた。

(C) Attorney General's Reference (No 2 of 2001)

この事案は,刑務所内での暴動がそもそもの発端である。1998年4月26日に刑務所内で大規模な暴動事件が発生し,2001年1月29日に本件暴動事件についての裁判が開始されるという経緯をたどっている。これに対して弁護人から,裁判開始までに長時間が経過しており,そのような状態で審理を継続することは,とりわけ,被告人はどのような刑事裁判においても合理的な時間内に公正かつ公開の審理を受ける権利を有していると定めたECHR 第6条第1項に抵触するとの主張がなされた。刑事法院はこの主張を認め,訴訟を中止しが,それに対し法務総裁(Attorney General)が付託審理を求めたというものである。

Bingham 判事はまず,訴訟開始の遅延という事態について「通常,『合理的な時間』の要求に違反した場合の〔被告人の〕救済策は,いくつかの方法(判決宣告,減刑,国家賠償)によってなされ,それらができない場合に訴訟中止となる」⁶¹⁾と説明し,その上で「無罪である被告人には,過度の遅延を生じることなく,彼の名前を抹消する〔=嫌疑から解放される〕機会を与えられなければならない,有罪である被告人に対しても,彼の健康やその家族の生活に影響を与える可能性のある刑罰に加え,訴訟が長引くことでさらなる罰を経験させる必要はない」⁶²⁾とし,「訴追側が深刻な遅延という非難すべき事態に陥り,それによって被告人に深刻な権利侵害が生じた結果,公正な裁判の開催が不可能になり,あるいは,当局が,被告人に対するあらゆる公判を不公平にするような行動を示したのならば,……訴訟の中止を命じることで,手続の濫用であるそれ以降の手続を抑制

することとなり、裁判所は満足するであろう」⁶³⁾と述べる。

Nicholls 判事は、人権法第 6 条第 1 項が規定する公的機関に裁判所が含まれることを指摘した上で、「仮に、不満が醸成されている行為が法廷によるものならば、刑事裁判を継続するという態度はそれ自身が条約上の権利と相容れないものなのではないか」⁶⁴⁾と説明し、「裁判所による審理を継続することが違法となる場合、訴訟は中止されなければならない (the trial must be stayed.)」⁶⁵⁾と結論付ける。

Rodger 判事は、「当局〔の行動〕が理不尽に遅れた場合、被告人の過ぎた歳月は損なわれることになる。それらは回復することはできず、永久に消え去るのである」⁶⁶⁾と、訴訟開始の遅延は治癒不可能であることを指摘し、「将来の審理が公正にならないと考えるのならば、裁判官は裁判を停止 (stop) し、もし可能ならば、公正な審理への準備を行うであろう。万一、それができないのならば、訴訟手続は中止される。これらの救済は、裁判所に対し、不公平な裁判所による不公平な審理を受けないという被告人の条約上の権利を守るためのものではない。単に、公正で公平な審理を受けるといふ条約上の権利への妨害に対する適切で有効な救済であると考えられるものを提供しているのである」⁶⁷⁾と、裁判所や審理が「不公平」となるが故に訴訟を中止するのではなく、専ら被告人の条約上の権利に対する侵害の救済策として訴訟中止を理解するべきである旨述べる。さらに、人権法第 8 条第 1 項が「公正かつ適正な」(just and appropriate) な救済を与えとし、具体的な救済方法について明文で規定しなかったのは、裁判官が状況に応じて適切な救済を与えるためであると述べ、結論として「裁判官自らが合法的に行動し、必要に応じて他の者が不正な行動をするのを止めることが、裁判所の職務である」⁶⁸⁾と結ぶ。

その上で貴族院は、本件事案につき、当該遅延はいまだ公正な裁判を阻害する程度に至っていないとして刑事法院の訴訟中止の判断を取り消し、法務総裁の主張を容認した。

表3 Bennett 判決以降、同判決を引用し、訴訟中止について判断している
貴族院判決一覧

番号	事 件 名	裁判年月日	罪種	申立人の主張 (何が手続の濫用か)	訴訟中止について	結 論
A	R v Latif; R v Shahzad	1996/ 1/18	薬物の 密輸	おとり捜査	一般人の良心を損なう事態になれば、司法の廉潔性を擁護するために訴訟を中止できる	×
B	R v Looseley; Attorney General's Reference (No 3 of 2000)	2001/10/25	薬物の 密売	おとり捜査	裁判官は基本的人権や法の支配への脅威となる行動を拒否することができ、訴訟中止も可能	×
C	Attorney General's Reference (No 2 of 2001)	2003/12/11	暴 力 騷擾罪	事件発生から公 判開始までの長 時間の経過	訴訟中止を命じることで、濫用であるそれ以降の手続を抑制することができる	×

結論...○：訴訟中止を肯定 ×：訴訟中止を否定

(2005年11月30日現在, lexis.com に収録されているものに限る)

(2) 小 括

A, B, C 判決によって, Bennett 判決で示された訴訟中止という裁判所の判断は, 移送事案だけではなく, その他の事案についても広く利用されていることが明らかになった。これによって裁判所(特に貴族院)は訴訟中止を理論的にも運用においても承認したと考えてよいであろう。

ここで指摘しておかなければならないのは, 「公正な裁判」についてである。A, B, C 判決はいずれも判決の中で「公正な裁判」(fair trial)という語を用いている。この語自体は Bennett 判決でも用いられているが, 私は判決によって「公正な裁判」が意味するものが異なるのではないかと考えている。以下「小括」では, この点に焦点を当てながらこれら3つの判決について検討していく。

(a) A 判決について

まずA判決であるが, 注目すべきは, Steyn 判事の「一般人の良心を傷つけるような事態に達し, 刑事訴訟が中止されることが必要ならば, 裁判

官は自らの判断権限を行使し、訴訟を中止するか否かについて決めることになっているのである」という判断である。Bennett 判決において Lowry 判事は、裁判所の正義感や礼節に反する場合に訴訟の進行を中止することができると判断したが、Steyn 判事はそれをさらに拡張し、刑事司法制度の廉潔性確保のための手段として訴訟中止を使うことができるとした。

そしてもっとも重要なのは、「一般人の良心」が傷つけられる事態に達したときこそ、司法の廉潔性が損なわれるのだということを明らかにしたことである。従来、司法の廉潔性や裁判の公正といったものは、法定手続に反していない、つまり、消極的評価としての「廉潔性」や「公正」を意味しているに過ぎなかった。しかしながら、表面上は法定手続を遵守し、平等な審理を保障することで廉潔性や公正性を保っていても、裁判を追行すること自体が「一般人の良心」を傷つけることがあることを A 判決は認めたのである。つまり、「公正」概念を拡張したのである。このことは極めて重要である。

もっとも、Bennett 判決も「公正」概念の拡張に寄与している。それが端的に現れているのが、Lowry 判事が「被告人に対する道徳的に許容できない訴追に基づく司法権の行使は、提起された裁判を汚し、仮にそれを許容するならば、それは裁判の手続が濫用されたことを意味するであろう」と述べた点である。「道徳的に許容できない訴追に基づく司法権の行使」は公正な裁判とならないから、そういった状態で訴訟を継続することは訴訟手続の濫用となると Lowry 判事は判断した。つまり「公正」概念を、消極的な評価から、それも含めて被告人の権利が実質的に保障されているかという視点からの検討を経たものへと変容させたのである。その「公正」概念の拡大をさらに進め、「一般人の良心」をその判断基準に据え、場合によっては訴訟を中止するという方法を取ることをも可能にしたところに A 判決の意味があるのである。

(b) B 判決について

B 判決であるが、これは Bennett 判決以降のもっとも重要な判決であ

る。まず、Nicholls 判事は、Bennett 判決において Griffiths 判事がある存在を示唆した、法の支配を維持する権限を「裁判所固有の権限と義務」であると正面から承認し、法の支配の意味するものは「市民を圧迫しないことを確実にすること」であるとした。これによって、法の支配とは、司法機関を含む統治機構が法に従って行動することだけを意味するのではなく、市民の人権や権利の擁護を確保するためのものでもあるということが確認された。これは、A 判決における廉潔性や公正性の意味するものと並んで、刑事裁判における市民の主体性を表明したものである。そういった市民の主体性を認めなければ、ECHR も人権法も画餅に帰すであろう。主体が存在しないところに人権など存在し得ないからである。その意味において、「公的機関による条約上の権利と相容れない類型の行動」が不適法となるのは、ECHR（あるいは人権法）でいう「公正な裁判」を阻害するからだけでなく、それを媒介として、被告人の人権に対する侵害となるからなのである。

そして、同判事はさらに、場合によっては PACE 第78条による救済が不十分であり、訴訟中止によらなければ被告人を救済できないことがあることを指摘した上で、Latif 判決（A 判決）における Steyn 判事の言葉を引用し、「公正」の判断基準としての「一般人の良心」の価値を改めて認めたのである。「『一般人の良心を傷つけるようなもの』によってなされた訴追は、より広義において、公正ではない」という一文は、従前の狭義の、消極的評価としての「公正」が、法定手続に違反していないということが即ち「公正」であるという、いわば「制定法実証主義」的で、かつ不十分な「公正」を意味するもので、そういった「公正」概念との決別を宣言したものと考えられる。

また、Hoffmann 判事は訴訟中止や公正な裁判といったものの理論的側面への言及は少ないながらも、現実的救済としての訴訟中止については、極めて明快かつ簡潔に述べている。しかし、さらに重要なのは、PACE 第78条と訴訟中止理論との関係を明らかにした点である。同判事は、78条

の存在は「裁判の公正さ」の保護を可能にすると述べており、その上で、78条では裁判の公正さを保護できず、78条の裁判の公正性担保機能の限界を超える事態がありうることを認めたのである。そして、78条による救済では、被告人に対して裁判の公正さを保障することが不十分な場合にこそ、訴訟中止理論を登場させるべきであるとしたのである。

(c) C 判決について

そしてC判決である。ここでは、Bingham, Nicholls, Rodger の3判事の見解について考察する。

Bingham 判事は、訴訟開始の遅延は被告人にとって不利益であることを指摘していることから、一見すると、被告人の奪われた権利に対する「救済アプローチ」として訴訟中止を捉えていると思われるが、その後、「手続の濫用であるそれ以降の手続を抑制する」ために訴訟中止をするべきだと述べていることから、手続の公正性確保に重点を置いた判断であるとも考えられる。判決文からは、同判事がどちらの立場をより重視したのかは判然としないが、判決文を読む限りでは、双方の折衷型であると理解するのが妥当なのではないかと思われる。

Nicholls 判事は、きわめて明快に裁判の継続が違法となる場合があることを認め、その場合訴訟は中止されるべきであるとする。これは Bennett 判決における Lowry 判事の見解と同様のものであるが、訴訟の進行が違法となる根拠を人権法第6条第1項に求めている点が注目される。

Rodger 判事は、先行行為によって被告人が侵害された権利の治癒不可能性を指摘し、それは「公正」な裁判を受けるという条約上の権利を侵害するものであるとする。ここでいう公正は一般人の良心から見た「公正」を指すものであろう。

4. 結 論

ここまで、1964年の Connelly 判決から2003年の Attorney General's

Reference (No 2 of 2001) (C 判決) に至るまでの判決の流れから、訴訟中止理論がどのような変遷をたどってきたのかを確認した。その結果を概括すれば、Connelly 判決によって一旦は葬り去られたかのように見えた訴訟中止理論が、Bennett 判決によって息を吹き返し、その後の判決によって適用範囲がさらに拡張されたとまとめることができよう。また、Bennett 判決以降「公正な裁判」における「公正」が含意するものが、それ以前と比較して変容してきているのではないかという検討結果も得られた。以上を踏まえ、「結論」では、「小括」において十分に展開しきれなかった問題も含めて、今までの内容を総括する。

Connelly 判決と「実体裁判追行主義」

Connelly 判決当時における訴訟中止理論は、裁判所が「実体裁判追行主義」ともいうべき、実体裁判の追行や、その結果としての実体判決の形成を至高の理念として理解していたので、取り上げられることがなかった。つまり、逆にいえば、その後の訴訟中止理論の歴史は、裁判所のそういった頑なな姿勢が変化の兆しを見せてきた歴史であった。Connelly 判決において Morris 判事が、同理論を「不幸な新制度」とであると断じた理由も、イギリス刑事司法の伝統から説明される。何故なら、イギリスの刑事司法が伝統的に採用し、数的には大きな割合を占めることがなくなった現在においても、刑事司法制度の中で重要な地位をもち続けている私人訴追制度⁶⁹⁾においては、裁判は究極的には当事者たる市民に対し、国家として当該事案に対する結論を示すことに他ならないからである。国家としての結論を明らかにすることを期待されている裁判所が、その途中で訴訟を中止することに強い拒否感を感じたとしても、理解できないことではない⁷⁰⁾。

Connelly 判決から Bennett 判決前まで

——不十分な「公正」といびつな当事者主義の結合——

Connelly 判決はイギリス刑事裁判における「実体裁判追行主義」の精

神を色濃く反映するものである。「公正な裁判」における「公正」が、被告人が与えられるべき権利が完全に、かつ効果的に保障されている状態を意味する「公正」ではなく、きわめて不十分な消極的「公正」であり、それが現状において「武器対等」が保障されているという幻想の上に立脚した、いびつな当事者主義⁷¹⁾と結合したとき、被告人の救済という視点は黙殺された上に、訴追官の行動は「当事者主義における当事者性の発現」であるとされ、裁判所によって是認された。このような状況の下、克服されるべき課題は2つあったと考える。第1に「実体裁判追行主義」の修正である。しかし、私人訴追主義の伝統と分かち難く結びついている実体裁判追行主義に修正を迫ることは容易なことではない。何かきっかけとなるものが必要である。それが第2の課題である、「公正」概念の拡張方向での変化である。つまり、従来の「公正」概念を拡張し、法定手続に則った裁判であっても場合によっては「公正な裁判」とはならない場合があることを裁判所が承認し、その上で公正な裁判が阻害された場合の被告人の救済手段や、救済を可能にする判例理論の登場が待ち望まれていたのである。しかし、Connelly 判決以降およそ30年の間、貴族院はこの問題に何らかの新たな視点を提供することはなかった。

Bennett 判決

以上のような閉塞状況を打開する役割を担ったのが、Bennett 判決であった。同判決の最大の意義は「実体裁判追行主義」に修正のきっかけをもたらしたことである。そして、同判決に実体裁判追行主義の修正をなさしめる原動力となったのが、「公正」概念の変容である。Lowry 判事の、「被告人に対する道徳的に許容できない訴追に基づく司法権の行使は、……裁判の手続が濫用されたことを意味する」という言及は、「公正」概念の変化を端的に表現している。この言及は、実体裁判追行主義の修正への道筋には、「公正」概念の拡張が必要であるということを示しているものであると思われる。

Bennett 判決以降の状況

Bennett 判決以降の判例の調査においては、同判決で表明された2つの権限(調査権限と訴訟中止裁量権限)が、移送手続に限られるものではなく、先行行為一般にまで敷衍できるかを確認することが第1の目的であった。その結果は、移送手続以外の先行行為についても訴訟中止理論の適用可能性を承認するものであった。加えて、Bennett 判決以降の判決文中に、ECHR や人権法についての言及がなされ始めたこと、そして Bennett 判決で拡張された「公正」概念が、Bennett 判決以降の判決によって一層拡大されたことも明らかとなった。

Bennett 判決以降の判例状況について、これら3件の判決を総合的に検討するなら、

- (1) Bennett 判決が示した訴訟中止理論は、移送手続以外の先行行為が問題となる場合でも適用可能である。
- (2) 「公正」の判断方法として、一般人の良心を基準とすることを承認した。
- (3) 裁判所は、ECHR や人権法がイギリス国内において効力を有するようになる前から、「公正」概念を拡張させることによって、Bennett 判決以降において訴訟中止理論を受容可能にする下地を作った。
- (4) ECHR および人権法は、Bennett 判決以降の動向に決定的なインパクトを与えたと考えるよりも、裁判所の上記(3)のような変化が ECHR の精神と合致し、その国内法化に弾みを付ける一因となったと考えるほうがより現実に近い。

という4点が挙げられる。このうち、(1)(2)についてはすでに検討した。そして(3)(4)については、次の3点から推測される。

- (i) ECHR を国内法化するための人権法成立前から、イギリスの刑事判例の中には ECHR の引用があった⁷²⁾。つまり、ECHR が国内法化されていないから、ECHR を引用できなかったわけではない。
- (ii) Bennett 判決は「公正」概念を拡張したが、それは ECHR の国内

法化以前である。

- (iii) Bennett 判決以降の判決で用いられている「公正」は、その概念の拡張の程度に違いはあるが、いずれも Bennett 判決に至るまでの「公正」概念とは明らかに異質であり、「公正」を「制定法実証主義」的解釈から解放するという点で共通性を有している。

これらから得られるのは、ECHR や人権法による、「条約上の権利」という文言の存在によって、(ECHR 第 6 条(及び人権法の別表の第 6 条)⁷³⁾のいう)真の「公正な裁判」が認められたのではないということである。人権法の成立は、公正な裁判における「公正」が意味するものを明らかにするという観点から見ると、専ら、“ECHR”や“人権法”という用語を判決文に登場し易くするという機能を担ったに過ぎない。つまり、「公正」が意味するものは「条約上の権利としての」と呼称されるか否かで違いが生じるのではない。決定的な違いが生じるのは、Bennett 判決以前であるか、以降であるかである。

もちろん、裁判所も、ECHR の存在を認識していたであろうし、あるいは1998年にヨーロッパ人権裁判所が Teixeira 判決⁷⁴⁾において、公正さを害するようなおとり捜査が行われた場合に、訴訟を打ち切るという判断を下しているという事実も、また無視できないものではあっただろうと思われる。しかし、それ以上に注目すべきは、ECHR が国内法化され、法的効力を有するようになる前から、ECHR が求めるような、つまり、条約上の権利と同じような公正な裁判を受ける権利の確立を志向し、そういった公正な裁判が不可能な場合には訴訟を中止することができるという、ドラスチックな解決方法を編み出したイギリスの裁判所の姿勢であり、イギリスの裁判所が堅持し続けていた不十分な「公正」概念を徐々に押し広げ、実体裁判追行主義を修正していった Bennett 判決や Latif 判決、Looseley 判決なのである⁷⁵⁾。

訴訟中止理論の実際の運用

以上、訴訟中止の理論的側面を中心に検討してきた。ここでは、実際に訴訟中止理論を利用するに当たって、どのような基準の下で行えばよいのかを考える。

そもそも訴訟中止がどのような場合に行われるのかについては、再三見てきたとおり、手続の濫用によって公正な裁判が行い得ないときであることは確認した。また、その「公正」の判断主体が、

裁判所 (Bennett 判決以前) → 裁判所 + 被告人 (Bennett 判決) → 裁判所 + 被告人 + 一般人 (Bennett 判決以降)
--

と、徐々に拡大していったことも明らかになった。しかし、具体的にどのような「手続の濫用」が公正な裁判を阻害するのかという判断の材料が、仮に、この判断主体者の情報だけであるとすれば、実際の運用は非常に困難となるであろう。だからといって、訴訟を中止すべきあらゆる類型を列挙することは、およそ非現実的であるし、また柔軟な理論適用といった観点からも疑問が残る。ここで、「治癒不可能性」と「PACE 第78条の補充性」という2つが大きな意味を持つてくるのではないと思われる。

Bennett 判決における Bridge 判事の、「被告人が違法に連れてこれなければ、訴追は決してなされなかったのであるから、この訴訟はそれ以降すべてが汚点なのである」という判断は、まさに、違法に連れてこれ、訴訟が開始されたということがもはや治癒不可能であるからそれ以降の訴訟がすべて汚点となったことを示している。また、Attorney General's Reference (No 2 of 2001) (C 判決)における Rodger 判事の、「当局〔の行動〕が理不尽に遅れた場合、被告人の過ごした歳月は損なわれることになる。それらは回復することはできず、永久に消え去るのである」という判断も、非常に簡潔に、当局の行動の理不尽な遅れは治癒不可能であることを表明している。それらはいかなる手段をもってしても、もはや被告人の奪われた権利は回復不可能であり、訴訟中止以外に手段がないことを示

している。即ち、治癒不可能性は、刑事司法の制度内においては訴訟中止以外の代替救済手段の不存在を意味するものである。

PACE 第78条の補充性については、先述のとおり、Looseley 判決 (B 判決) において Hoffman 判事が、おとり捜査の罠にかかった被告人が求めるのは証拠排除ではなく、訴訟の中止であると述べている点から導かれる。これは、78条による救済では、被告人の求めに応じられず、救済策として十分でないことを示している。78条による救済の間隙を補充するのが、訴訟中止なのである。それは、裏を返せば、訴訟を中止すべき状況にある訴訟について、証拠排除を行うに留め、その後に訴訟を継続することは、救済策として不十分であるばかりでなく、手続の濫用となって許されないということでもある。つまり、証拠排除で不十分ならば、それ以上の救済手段は訴訟の中止以外にないという代替救済手段の不存在である (その意味で、78条の用いる「公正」は、拡大された「公正」を指すものであるが、本稿では、立法者が想定している射程範囲を明らかにすることができなかったで、この点についての検討は、残された課題である)。

このように併置すると、「治癒不可能性」と「PACE 第78条の補充性」は、ともに、代替救済手段の不存在という共通項で結ばれていることが分かる。このように、訴訟の中止は他のあらゆる救済手段を尽くしてもなお救済されない場合に、最終手段として用いられなければならない。次項において、その理由を明らかにし、併せて日本法への示唆について言及し本稿を終わる。

訴訟中止理論の理念と日本法への示唆

「有罪の者を罰しない者は、善良な人々を脅かすことになる」⁷⁶⁾、「悪事は処罰されないままに放置するべきではなく、処罰を行わないということは、犯罪者に対して絶え間ない刺激をあたえるものである」⁷⁷⁾と法諺にあるように、裁判所は、事案の解明や適切な科刑判断を行うことを非常に重視してきた。これは、国民がそうした機能を裁判所に求めてきたからでも

ある。裁判所としても刑事裁判が国民の意識から遊離した空間では存在しえない以上、それはごく当たり前のことであるし、実体裁判を迫行し、真犯人であるならば、適正な科刑判断を行うこともまた裁判所の当然の職務であり、責務である。

その意味において実体裁判を迫行することや、適切な科刑を行うことは、刑事裁判における裁判所による正義の表明であろう。何故なら、裁判所は国家として正義とは何であるかを国民に対して示すことができる唯一の機関であり、また示すべき責任を負っている機関でもあるからである。しかし、刑事裁判における正義はそれだけではない。例えば、PACE 第78条によって証拠が排除された場合、有罪立証が困難となり、場合によっては真犯人である被告人に対して無罪の判決を下すこともありえよう。この場合は国民が裁判所に託した事案の解明や、適切な科刑という期待には応えられないが、一方で、法の支配を維持し、適正手続の保障や被告人の権利の回復を図るといった正義は実現されることになる。つまり、刑事裁判における「正義」は、ときに対立する2つの側面を有しているのである。

このように、後者の正義を実現する場合に、およそ裁判所がとり得るもっともインパクトのある方法が訴訟中止なのである。何故なら、それは、PACE 第78条も超克し得なかった、実体裁判迫行という価値を克服するものだからである。そして、これは実体裁判の迫行や犯人を処罰するという前者の正義と、法の支配の維持や適正手続の保障、被告人の権利の擁護という後者の正義とを秤にかけたとき、後者の正義がより高次の価値を有するということを裁判所が承認したことに他ならない。逆にいえば、裁判所においてそのような価値判断が存在せず、前者の正義のみを承認し、あるいは後者の正義よりも前者の正義により価値を見出すとするならば、訴訟中止は正当化されないのである。但し、後者の正義の実現方法が、訴訟中止だけではないことも明らかで、例えば、PACE 第78条による対処で後者の正義の擁護に足る場合にまで訴訟を中止したならば、それは、前者の正義を軽視しすぎており不当である。だからこそ、訴訟中止は最終手段

として観念されなければならない。その上で裁判所は、前者の正義を実現するために、後者の正義を蔑ろにするような事態を決して容認しないという強い姿勢を、訴訟中止という態度を通じて国民に伝えることになる。これは、裁判所が、実現されるべき正義を示すという行動によって、後者の正義を前者の正義以上に重視する裁判所こそ信頼に足る機関であることを国民に認識させる機能も有しているのである。

イギリスの裁判所でも従来は、Connelly 判決における Morris 判事の見解に代表されるように、実体裁判進行主義の考え方が支配的であった。しかしながら、1990年代以降、イギリスの裁判所は、被告人の権利擁護のため、あるいは法の支配の維持や司法の廉潔性擁護のために、警察・訴追側が権限を逸脱した行動をとった場合に、その結果を裁判において考慮できることを明らかにし始めたのである。対して、わが国では、公訴権濫用論の適用要件について、最高裁判所第一小法廷⁷⁸⁾が1980(昭和55)年、チッソ川本事件判決で、「たとえば公訴の提起自体が職務犯罪を構成するような極限的な場合」⁷⁹⁾(傍点筆者)としたが、本稿で紹介したイギリスの裁判所の態度の変遷は、わが国の裁判所が例示の形を採る公訴権濫用論の適用要件に、被告人の権利擁護、あるいは法の支配の維持や司法の廉潔性擁護といった新たな要件を加える可能性を示すのではないか。さらに、裁判所がこういった新たな要件を認めるならば、それは、近時有力に主張されている「刑事手続打ち切り論」⁸⁰⁾の理論的根拠の1つとされる「刑事手続における正義の実現」について、一層の展開を可能にすることにつながると思われる。最後の2点については、本稿の射程を超え、十分に検討できなかったので今後の検討課題としたい。

- 1) 本稿は、筆者が修士学位請求論文として立命館大学大学院に提出した「イギリス刑事裁判における『手続の濫用』と『訴訟中止』」を論集掲載に際して紙幅の関係上、Bennett 判決及び、Bennett 判決以降の判例状況の検討を中心に再構成したものである。
- 2) 最一判昭和53年9月7日刑集32巻6号1672頁。但し、漢数字を算用数字に変更した。
- 3) 同上1682頁～1683頁。
- 4) [1994] 1 AC 42 (House of Lords), 24 Jun 1993.

- 5) 訴訟中止理論は、警察・訴追当局による刑事手続の濫用が存在する場合だけに適用が限定されるものではない。例えば、本判決でも Lowry 判事が後述のように「訴訟の遅延」を同理論の適用例として挙げるなど、当局による手続の濫用以外にも同理論は幅広い適用可能性を有していると考えられる。本稿で検討できなかったものについては、今後の検討課題としたい。
- 6) [1993] 2 All ER 474 (Queen's Bench Division), 31 Jul 1992.
- 7) id at 479.
- 8) [1964] AC 1254 (House of Lords), 21 Apr 1964. なお、DPP は Director of Public Prosecutions の略称で、公訴局長官を指す。本判決についての邦語の論考として、高田昭正「一事不再理の客観的範囲」(二)法学雑誌(大阪市立大学法学会)23巻2号(1976年)260頁～266頁参照。但し、訴訟中止理論に焦点を当てた論考ではない。
- 9) id at 1304.
- 10) id at 1336.
- 11) id at 1354.
- 12) [1994] 1 AC 42 at 69.
- 13) id at 70.
- 14) id at 67.
- 15) id at 68.
- 16) id at 68.
- 17) id at 70.
- 18) id at 73.
- 19) id at 61-62.
- 20) id at 62.
- 21) id at 62.
- 22) id at 62.
- 23) id at 67-68.
- 24) id at 68.
- 25) id at 74.
- 26) id at 76.
- 27) id at 77.
- 28) (1829) 9 B. & C. 446 (reprint title: English Reports vol. 109 p. 166.) (King's Bench Division), 19 May 1829.
- 29) id at (reprint ver.) p. 167.
- 30) 17 R. (J.) 38 (Court of Justiciary), 20 Mar 1890.
- 31) id at 41.
- 32) id at 41.
- 33) id at 44.
- 34) [1949] 1 All ER 373 (King's Bench Division), 19 Jan 1949.
- 35) id at 377-378.

- 36) (1981) 75 Cr App Rep 24 (Court of Appeal), 25 Jun 1981.
- 37) id at 32.
- 38) 1977 NZLR LEXIS 595 (lexis. com) (NZ, Court of Appeal, Wellington), 5 Aug 1977. (see [1978] 2 NZLR 199.)
- 39) id.
- 40) 17 R. (J.) 38 at 42.
- 41) [1994] 1 AC 42 at 75.
- 42) see, Andrew L.-T. Choo, "International Kidnapping, Disguised Extradition and Abuse of Process" [1994] MLR, p. 626 at p. 629.
- 43) 検索条件: COURT (house of lords) and CASES-REF-TO ([1994] 1 ac 42) で検索すると6件の判例がヒットするが、その内2件は証拠開示と刑事補償が主要な論点として構成されており、1件は手続の濫用(公訴時効になっている犯罪事実を実質的に処罰する意図で、公訴時効になっていない犯罪で訴追したもの)を認め、有罪判決を破棄している事案である。
- 44) [1996] 1 All ER 353 (House of Lords), 18 Jan 1996.
- 45) [2001] 4 All ER 897 (House of Lords), 25 Oct 2001.
- 46) [2004] 1 All ER 1049 (House of Lords), 11 Dec 2003.
- 47) [1996] 1 All ER 353 at 360.
- 48) id at 360.
- 49) id at 360-361.
- 50) id at 361.
- 51) id at 361.
- 52) id at 361.
- 53) [2001] 4 All ER 897 at 899.
- 54) id at 902-903.
- 55) id at 903.
- 56) id at 903.
- 57) PACE 第78条の条文は以下のとおり。

“(1) In any proceedings the court may refuse to allow evidence on which the prosecution proposes to rely to be given if it appears to the court that, having regard to all the circumstances in which the evidence was obtained, the admission of the evidence would have such an adverse affect on the fairness of the proceedings that the court ought not to admit it.”

なお、法務省大臣官房司法法制調査部編『イギリス警察・刑事証拠法 イギリス犯罪訴追法』(法曹会, 1988年) 82頁~83頁はこの条文を以下のように翻訳している。「いかなる手続においても、裁判所は、訴追側が立証の基礎として申請する証拠につき、その証拠が獲得された状況を含むすべての事情を考慮して、その証拠を許容することは当該手続の公正さに有害な影響を及ぼすためこれを許容すべきでないと認めるときは、その証拠を許容することを拒むことができる。」
- 58) [2001] 4 All ER 897 at 903.

- 59) id at 904.
- 60) id at 909.
- 61) [2004] 1 All ER 1049 at 1054.
- 62) id at 1058.
- 63) id at 1058.
- 64) id at 1064.
- 65) id at 1064.
- 66) id at 1093.
- 67) id at 1097-1098.
- 68) id at 1099.
- 69) 小山雅亀『イギリスの訴追制度』(成文堂, 1995年) 77頁参照。
- 70) しかし、ここで注目すべきなのは、そういった歴史的経緯の中においても、実体裁判の進行に疑問を呈し、場合によっては裁量権を行使し訴訟を中止することも可能であると判断した判事が Connelly 判決においても5人中2人いたという事実である。特に, Devlin 判事の「裁判所には、手続の濫用が存在しないと判断することについての責任を行政に転嫁できると考えることはできない」という判断は, Bennett 判決における訴訟中止理論の肯定、およびその前提となる先行行為に対する裁判所の調査権限の承認に非常に重要な示唆を与えるものであった。
- 71) この点につき、日本の当事者主義の欠点について論考した、松宮孝明「『当事者主義』を考える」ジュリスト1148号(1999年) 84頁参照。
- 72) Francesca Klug and Keir Starmer, “Incorporation through the back door?” [1997] PL, p. 223 at p. 224 によれば、ECHR が引用された判決は1975年7月から1996年7月までに316件である。また、この点につき、岡田章宏「1998年人権法の歴史的文脈」比較法研究66巻(2004年) 114頁は、「判例や国会制定法だけでは結論が得られないとする裁判所の実質的な判断があったと考えられるだけに、その数の増加傾向は、司法積極主義の到来を意味するものともいえる」と指摘する。
- 73) 人権法別表第6条の規定は、ECHR 第6条と同じ文面である。条文は以下のとおり。
“In the determination of his civil rights and obligations or of any criminal charge against him, everyone is entitled to a fair and public hearing within a reasonable time by an independent and impartial tribunal established by law. ...”
なお、飛田茂雄『英米法律情報辞典』(研究社, 2002年) 577頁~578頁は、この条文を以下のように翻訳している。「いかなる人も、民事上の権利義務決定のために、また訴追された刑事犯罪の有無の決定のために、法律で設置された公正で独立の裁判機関(tribunal)で、妥当な期間内に(within reasonable time)公正な公開審理を受ける権利を保有する。……」
- 74) Teixeira de Castro v Portugal, 4 BHRC 533 (European Court of Human Rights), 9 Jun 1998.
本判決についての邦語の論考として、指宿信「イギリスにおけるおとり捜査と手続打切り」『激動期の刑事法学 能勢弘之先生追悼論集』(信山社, 2003年) 61頁~62頁参照。
- 75) さらにいえば、人権法第8条第1項は、裁判所の具体的救済方法は定めておらず、また

ECHR 第13条も、ECHR が定める権利を侵害された者は国家機関の下で効果的な救済 (effective remedy) を受けることができると定めるのみである。にもかかわらず、イギリスの裁判所はおよそ被告人にとってもっとも有利である訴訟中止という救済を準備したのである。この点からしても、イギリスの裁判所が ECHR や人権法の成立によって受動的に公正な裁判を受けるという権利を承認したという理解は不正確である。むしろ裁判所はきわめて能動的に権利の確立を志向し、そして、権利が損なわれた場合の救済手段として、訴訟中止理論を確立させたとの評価こそが相応しいと思われる。

- 76) "Minatur innocentibus, qui parcit nocentibus" (4 Co rep 45) (reprint title: English Reports vol. 76 p. 994.). 守屋善輝編『英米法諺』(日本比較法研究所, 1973年) 295頁参照。
- 77) "Maleficia non debent remanere impunita, et impunitas continuum affectum tribuit delinquendi." (4 Co rep 45) (reprint title: English Reports vol. 76 p. 994.). 守屋編・前掲注 76)292頁参照。
- 78) 最一判昭和55年12月17日刑集34巻7号672頁。
- 79) 同上676頁。
- 80) 例えば、指宿信『刑事手続打ち切りの研究』(日本評論社, 1995年) 及び、同「手続打ち切り論序説——司法の正統性, 正義の増進, そして手続打ち切り」刑法雑誌35巻1号(1995年) 31頁参照。